## FAX速報

No. 2 2 4 号・平成 24 年 2 月 14 日

全日私幼連広報委員会 FAX 03-3263-7038

## ◆政府 子ども・子育て新システム検討会議

## 『子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ』が公表される ~全日私幼連と修正部分についての擦り合わせは行なわれず~

この度、子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめが公表されました。

1月31日(火)に開催された、子ども・子育て新システム検討会議の基本制度ワーキングチーム第20回会合では、座長の園田政務官より、会議の意見を反映した基本制度とりまとめ(案)の修正について、一任をいただくが、修正部分の擦り合わせについては各委員に個別に聴取を行う旨の発言がされました。

この発言より、2月6日(月)に内閣府から一部修正を加えた基本制度とりまとめ(案)が各委員に送付され、再度の意見照会がされました。

これに対して本連合会は、基本制度とりまとめ(案)について、再度調整をすべき 7 項目についての要望書(別添)を 2 月 8 日(水)に提出いたしました。

しかし、内閣府より修正部分の擦り合わせについて、本連合会と改めて調整が図られることはなく、2月13日の午後に「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」の公表が行なわれる旨の連絡が2月10日(金)深夜にありました。

これに対して本連合会は「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」について全面的な了承はできないことを示した要望書(別添)を早急に提出いたしました。

しかし、その後も内閣府より本連合会に対し、要望書についての改めての擦り合わせが行なわれることはなく今回の公表に至っております。

本連合会としては今後の動向を注視し、これから予定されている政府としての基本制度のとりまとめや、関連法案の決定に至るプロセスにおいて、詳細にわたり丁寧に要望を続けてまいります。

※今回の『子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ』につきましては、「子ども・子育て新システム検討会議」のホームページに掲載されておりますのでご覧ください。

http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/pdf/kihon-torimatome.pdf

## 「基本制度とりまとめ (案)」の修正案について

全日本私立幼稚園連合会

- 1. 学校教育と家庭教育の役割分担を明確にすべきと主張してきた。(H23.10.18 第 15 回基本制度WT北條委員提出資料)
- 2. 学校教育機関である総合こども園(仮称)を株式会社等が設置できることについては、他の学校種を含め学校教育体系全体との整合性を考慮すべきと主張してきた。(H23.10.18 第 15 回基本制度WT北條委員提出資料)
- 3. 総合こども園(仮称)についての国の基準は、学校としての本来の基準を きちんと満たすべきであると主張してきた。(H24.1.31 第 20 回基本制度W T北條委員提出資料)
- 4. 公費負担と利用者負担のあり方については、国と地方の財政措置の全体を通して、公私幼保間の公平性の確保を求めてきた。(H24.1.31 第 20 回基本制度WT北條委員提出資料)
- 5. 個人給付であるこども園給付(仮称)は、子どもにとって公平でなければならない。「就労時間に応じた」給付は公平性に反すると主張してきた。 (H24.1.31 第 20 回基本制度WT北條委員提出資料)
- 6. ワーク・ライフ・バランスの実現に関して、具体的取り組みが示されていないことを批判してきた。(H24.1.31 第 20 回基本制度WT北條委員提出資料)
- 7. 国家戦略として幼児教育の充実を推進する体制の構築を求めてきた。 (H24.1.31 第 20 回基本制度WT北條委員提出資料)

以上の7項目について、このたびの修正案においては一定の整理がなされているものの、今後に向けた課題もなお山積していると言わざるを得ない。

全日本私立幼稚園連合会としては、今後、これらの項目に対する措置が適切に講じられることを強く要望するとともに、引き続き、必要な意見を述べていく所存である。

子ども・子育て新システム検討会議 基本制度ワーキングチーム 座長 園田 康博 様

「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」について

全日本私立幼稚園連合会

この度、「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」 が示され、本日2月13日の午後に記者クラブに配布との連絡があり ました。

しかし、今回示されたとりまとめは、本連合会が2月8日に送付した7項目の要望書(別添)に示した課題のすべてに応えたものではなく、全面的な了承はできません。1月31日に開催された基本制度ワーキングにおいては、すべての構成員に対し、最終的なとりまとめに向けた修正について調整を行う方針が示されておりましたが、必ずしも十分な調整が行われたものではないと認識しています。

以上を踏まえ、本連合会としては、今般の「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」について、全面的な了承はできないことを重ねて表明するとともに、今後の制度設計に向け、本連合会と十分なる調整を行うことを強く要望いたします。